

# 生徒指導規程

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

規律ある豊かな学校生活を送るために、すべての生徒が守るべき生活の規律を設定し、学校教育目標の達成を図ることを目的とする。

## 第 2 章 生活の規律

### 第 2 条 (校内生活)

#### 1 登校・下校・欠席・早退・外出について

- (1) 登校は 8 時 30 分までとする。
- (2) 下校は、原則として 16 時 50 分までとする。ただし、部活動については「部活動心得」による。
- (3) 欠席する場合は、保護者が 8 時 20 分までに学校に連絡しなければならない。
- (4) 早退する場合は、早退届を担任に提出し、許可を得なければならない。(別表「届・願一覧表」1)」
- (5) 遅刻した場合は、担任もしくは当該年次の教員から「入室許可証」をもらって、担任(授業開始後は教科担任)に提出しなければならない。(別表「届・願一覧表」2)
- (6) 登校後は、下校時まで外出してはいけない。ただし、必要ある場合は外出願を担任に提出して許可を得なければならない。(別表「届・願一覧表」3)

#### 2 校内における文書配布・集会などについて

- (1) 校内における文書の配布、掲示及び集会の場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。(別表「届・願一覧表」4・5)

#### 3 施設・設備の利用について

- (1) 校内の施設・設備を利用する場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。(別表「届・願一覧表」6)ただし、部活動等年間計画によるものはこれを必要としない。
- (2) 施設・設備を万一破損した場合は、担任または顧問に申し出なければならない。
- (3) 下校時刻をこえて施設・設備を利用する必要が生じた場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。(別表「届・願一覧表」7)
- (4) 土・日曜日・祝日等において施設・設備を利用する場合は、所定の手続きを経て許可

を得なければならない。この場合の手続きは、当該使用日の2日前までとする。（別表「届・願一覧表」6）ただし、部活動等年間計画によるものはこれを必要としない。

#### 4 その他

次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 身分証明書及び生徒手帳を常に携行すること。
- (2) 学習に不必要なものを持参しないこと。
- (3) 所持品には、学校名・年次・組・氏名を明記すること。
- (4) 貴重品は学校に持参しないこと。
- (5) 生徒間の物品の売買及び金銭の貸借はしないこと。
- (6) 遺失物・拾得物は、すみやかに係の教員に届け出ること。

（別表「届・願一覧表」20）

- (7) 昼食は、定められた時間にとること。

### 第3条（校外生活）

#### 1 通学について

- (1) 自転車による通学は、保護者からの届け出により、次のことを遵守することを条件に許可する。（別表「届・願一覧表」12）

- ア 規定された道路を通学すること
- イ 指定された場所に自転車を置くこと
- ウ 自転車利用期間は、原則として4月から10月までとする
- エ 自転車点検を受けること。
- オ 自転車シールを貼付すること。

#### 2 車両免許の取得について

- (1) 在学中における車両の免許取得は原則として認めない。ただし、就職先の決定した3年生については、保護者から学校に届け出を提出し11月より自動車学校に通学できる。また、就職先未決定者で継続して進路活動を行っている者、進学先決定者については、冬休みより自動車学校に通学できる。
- (2) 在学中の車両の運転は認めない。
- (3) 成績不振、出席不良の者は成績や出席が回復されないかぎり自動車学校への入校を認めない。

#### 3 出入り禁止の場所について

- (1) パチンコ店・マージャン荘・場外馬券場等の遊戯施設
- (2) 深夜営業店等
- (3) 主に酒類を出す飲食店・その他一般喫茶店で雰囲気的好ましくないところ
- (4) 青少年保護育成条例で禁止しているところ
- (5) その他高校生として好ましくないところ

#### 4 夜間外出・外泊について

(1) 夜間外出は21時までとする。

(2) 外泊は禁止する。ただし、やむを得ない場合の外泊は必ず保護者の承諾を得ることとする。

#### 5 旅行・キャンプ・登山等について

土日や長期休業中の旅行・キャンプ・登山・サイクリング・海水浴・その他の野外活動で泊を伴う場合は、保護者が同伴しなければならない。泊を伴う生徒のみの活動は禁止する。

#### 6 アルバイトについて

(1) 原則として、長期休業中及び土・日曜・祝祭日とし、保護者からの届け出により、次の条件を満たす場合許可する。(別表「届・願一覧表」18)

- ア 危険でないこと
- イ 学業に支障のないこと
- ウ 風俗営業でないこと
- エ 就業時間が8時間をこえないこと
- オ 帰宅時間が21時を過ぎないこと
- カ 住み込みでないこと
- キ 風紀上問題のないこと

#### 7 対外行事の参加について

(1) 部活動については別に規程を定める。(「部活動心得」「大会参加規程」「旅費規程」「合宿規程」「校内合宿に関する特別規程」「部・同好会設立に関する規程」)

(2) 個人による学校外のスポーツ大会・文化的行事など外部団体の活動に参加する場合並びに外部団体に所属する場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。(別表「届・願一覧表」14)ただし、次のことが予想される場合は、許可しない。

- ア 責任の所在が不明確なもの(生徒同士の外部演奏会等含)
- イ 学業に支障をきたすもの
- ウ 危険が予想されるもの
- エ 不健全、反社会的なもの
- オ その他高校生として望ましくないもの

### 第4条(服装)

服装については、別に規程を定める。(「服装に関する規程」)

### 第5条(頭髪等)

- (1) パーマ・染色・脱色等高校生としてふさわしくない頭髪にしないこと。
- (2) 化粧・ピアス・マニキュア等をしないこと。

## 第 6 条（履 物）

- （１）上靴及び体育時の外靴は、本校指定のものを使用する。
- （２）サンダル・下駄・草履等は用いないこと。

## 第 7 条（住所変更等）

- 1 本人及び保護者の氏名・戸籍・住所等に変更があった場合は、すみやかに担任に届け出なければならない。（別表「届・願一覧表」１５）
- 2 本人または家族に伝染病が発生した場合には、すみやかに担任に連絡しなければならない。（別表「届・願一覧表」１６）
- 3 下宿をする場合は、すみやかに担任に届け出なければならない。（別表「届・願一覧表」１１）

## 第 8 条（諸届・諸願）

- 1 届や願については、必要に応じてすみやかに提出しなければならない。
- 2 諸届・諸願の種類及び提出先は、（別表「届・願一覧表」）による。

附 則 この規程は平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正施行

